

○新見市青少年野外活動センター条例

平成21年3月25日

条例第32号

(設置)

第1条 青少年の研修、団体活動等を促進し、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、新見市青少年野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、新見市下熊谷23番地5とする。

(業務)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供

(2) 青少年に対する集団生活及び自然体験活動の機会の提供並びに指導及び助言

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成に必要な業務

2 センターは、前項の業務を行うほか、施設等を同項の業務以外の用途に使用させることができる。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休業日の変更を行い、又は臨時的に休業日を設けることができる。

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に規定する業務の実施に関すること。

(2) 施設等の使用許可に関すること。

(3) 施設等の維持管理に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること。

(使用の許可)

第7条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターの使用を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(1) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者

(2) 施設等を損傷するおそれがある者

(3) 施設等の使用が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者

(4) その他センターの管理上支障があると認める者

(許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第7条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の許可を受けた者

(3) 第7条第2項の条件に違反している者

2 市長は、センターに関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、同項の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第11条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長は使用者の責めに帰さない理由により施設等を使用できなくなったとき、その他相当の理由があると認めるときは、使用料の一部又は全部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(読替規定)

第14条 第5条の規定により指定管理者を指定したときは、第4条、第7条から第9条、第11条及び第12条の「市長」を「指定管理者」に読み替えるものとする。ただし、第4条の規定による変更を行うときは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、この条例に定める「使用」を「利用」に読み替える。又「使用料」を「利用料金」に読み替え、指定管理者の収入とすることができる。

3 指定管理者が利用料金を変更するときは、別表の料金を基準とし、当該基準額に0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額の範囲内の額で市長の承認を得て定めることができる。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、岡山県青年の家条例（昭和 38 年岡山県条例第 6 号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 10 条、第 14 条関係）

区分		単位	料金
テントサイト	乳幼児		無料
	小学校児童 中学校生徒	1 人 1 日	1 0 0 円
	高等学校生徒	1 人 1 日	2 0 0 円
	一般	1 人 1 日	3 0 0 円
野外活動棟・野外 炊事場	乳幼児		無料
	その他	1 人 1 日	1 0 0 円
		1 人半日（4 時間以内）	5 0 円

備考

- 1 テントサイトを使用する者が併せて野外活動棟・野外炊事場を使用する場合は、テントサイトの料金とする。
- 2 宿泊の場合は、1 人 1 日の料金により 2 日分をもって算定し、引き続き宿泊する場合は、1 泊増すごとに 1 日の料金を加える。
- 3 使用者が市外居住者（学校、事業所、団体を含む。）の場合は、当該料金に 50 % を加算する。
- 4 この表に基づいて算出した使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

○新見市青少年野外活動センター条例施行規則

平成21年3月25日

教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、新見市青少年野外活動センター条例（平成21年新見市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 新見市青少年野外活動センター（以下「センター」という。）に所長及びその他必要な職員を置く。

(職務)

第3条 所長は、教育委員会の命を受けて所属職員を指揮監督し、所務を統括する。

2 その他の職員は、所長の命を受けてセンターの業務に従事する。

(使用許可等の申請)

第4条 条例第7条第1項の規定により青少年野外活動センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用許可又は許可を受けた事項の変更承認を受けようとする者は、使用許可（変更）承認申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用許可書等の交付)

第5条 教育委員会は、前条の規定による使用許可申請又は変更承認申請を適当と認めたときは、使用許可（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の使用許可に当たっては、青少年及び青少年指導者の使用を優先させるものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 条例第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 火災、盗難等の発生予防に留意すること。

(3) 職員の指示に従うこと。

(4) その他教育委員会が必要と認める事項

(使用料の免除)

第7条 条例第11条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請について適当と認めたときは、使用料免除決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請について適当と認めたときは、使用料還付決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(損壊の届出等)

第 9 条 使用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに損壊（滅失）届（様式第 7 号）を教育委員会に提出し、その指示に従わなければならない。

（使用の終了の届出）

第 10 条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに届け出て、職員の点検を受けなければならない。

（備品等の持ち出し）

第 11 条 施設内の附属設備・器具は、センター外に持ち出すことはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。この場合は、物品借用申請書（様式第 8 号）を提出して許可を受けなければならない。

2 教育委員会は前項の申請について適当と認めたときは、物品貸出承認書（様式第 9 号）を交付するものとする。

（読替規定）

第 12 条 条例第 5 条の規定により指定管理者を指定したときは、第 4 条から第 9 条及び第 11 条の「教育委員会」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

2 前項の場合において、この規則に定める「使用」を「利用」に、「使用料」を「利用料金」に読み替えるものとする。

（その他）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、岡山県青年の家条例施行規則（昭和 38 年岡山県教育委員会規則第 7 号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとする。